

**令和8年度採用困難職種向け特設サイト及び動画制作業務委託
に関する公募型プロポーザル募集要項**

令和8年7月7日

発注者 神奈川県知事
黒岩 祐治

1 委託業務の名称

令和8年度採用困難職種向け特設サイト及び動画制作業務委託

2 委託業務の内容

別添「令和8年度採用困難職種向け特設サイト及び動画制作業務委託に係る仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託料上限額

金 13,717,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 県内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (4) 最近1年間の法人事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (5) 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (7) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含まないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。
- (9) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）において、求職者に向けた職業紹介や採用案内に関するウェブサイト制作及び動画制作業務の受注実績がある

こと。

(10) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

6 スケジュール

- (1) 参加意思表明書の受付 令和8年7月13日(月)17時15分まで(必着)
- (2) 質問書の受付 令和8年7月13日(月)17時15分まで(必着)
- (3) 質問に対する回答 令和8年7月16日(木)
- (4) 企画提案書の受付 令和8年7月21日(火)17時15分まで(必着)
- (5) 企画提案書の審査会(書類及び面接審査)開催
令和8年7月28日(火)(予定)
- (6) 最優秀提案者への通知 令和8年8月上旬(予定)

7 参加手続き

(1) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書等を提出すること。参加意思表明書等の提出がない者の参加は認められない。

ア 提出書類 参加意思表明書(様式1-1)、同意書及び暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書(様式1-2)、役員等氏名一覧表(1-3)、団体・会社の概要書(様式2)、実績一覧表(様式3)

イ 提出期限 令和8年7月13日(月)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出先 総務局組織人材部人事課人事第二グループ(横浜市中区日本大通1)

(2) 質問の受付及び回答

提案書等に関する質問がある場合には、質問票を提出すること。

質問に対する回答は、参加意思表明書の提出があった者のすべてに対して、電子メールにて行う。

ア 提出書類 質問書(様式4)

イ 提出期限 令和8年7月13日(月)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法 電子メール(saiyou@pref.kanagawa.lg.jp)

エ 提出先 総務局組織人材部人事課人事第二グループ(横浜市中区日本大通1)

オ 回答日 令和8年7月16日(木)

(3) 提案書等の提出

提案書等の提出者は、以下のほか、別添「令和8年度採用困難職種向け特設サイト及び動画制作業務委託に係る提案書等作成要領」に基づき、提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 提案書等提出書(表紙)(様式5)

(イ) 実施体制表(様式6)

(ウ) 企画提案書(様式7~8)

(エ) 提案見積書※(本委託契約額及び内訳)(任意様式)

イ 提出部数 9部

1部のみ正本とし、残り8部は複写で可とする。

ウ 提出期限 令和8年7月21日(火)17時15分まで(必着)

エ 提出方法 持参又は郵送

オ 提出先 総務局組織人材部人事課人事第二グループ(横浜市中区日本大通1)

※ 提案見積書について

選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとする。

8 選定方法

(1) 評価基準

評価基準は、別添「令和8年度採用困難職種向け特設サイト及び動画制作業務委託提案書等評価基準」に示すとおり。

なお、同点の場合は、審査委員の投票により決定することとし、投票が同数の場合は、委員の意見を踏まえ会長が決定する。

また、いずれかの評価項目で適当でない(0点)と判断された提案は、順位に関わらず、不採択となる場合がある。

(提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。)

【概要】

審査項目	審査内容	配点
I 業務遂行能力	(1)業務遂行能力 業務を効率的、効果的に遂行するための人員配置等がなされているか。	10点
	(2)関連業務の受注実績 過去5年間(令和3年度から令和7年度まで)において、求職者に向けた職業紹介や採用案内に関するウェブサイト制作及び動画制作業務の受注実績があり、十分なノウハウを有しているか。 (過去の求職者に向けた職業紹介や採用案内に関するウェブサイト制作及び動画制作業務の成果物等により判断。)	20点

審査項目	審査内容	配点
Ⅱ 業務企画力	<p>(3) 特設サイトの企画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者等が本県を就職先として選択するきっかけとなるような、視覚的・直感的に本県職員として働く魅力が伝わる優れた内容であるか。 ・ 採用広報について、適切な理解に基づき企画提案されており、魅力ある情報発信を行うための工夫がなされているか。 ・ 「神奈川県職員採用案内」HPに掲載している既存の情報を踏まえた上で、重複感の無い内容となっているか。 ・ 仕様書で定める要件を充足するとともに、確実な作業実施が見込まれるか。 	15点
	<p>(4) 特設サイトの見やすさ・分かりやすさ</p> <p>視覚的、直感的に分かりやすいデザイン・構成か。</p>	15点
	<p>(5) 特設サイトの管理のしやすさ</p> <p>最終納品後、ページの更新や修正を行うため、発注者が別途委託を行う際、他の事業者が受注した場合もデータの修正や更新等が容易となるように工夫がなされているか。</p>	10点
	<p>(6) 動画の企画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者等が本県を就職先として選択するきっかけとなるよう、視覚的・直感的に本県職員として働く魅力が伝わる優れた内容であるか。 ・ 各職種の業務内容や職場の雰囲気を動画により分かりやすく紹介しているか。 ・ 仕様書で定める要件を充足するとともに、確実な作業実施が見込まれるか。 	15点
	<p>(7) 動画制作にあたっての工夫等</p> <p>既存の職種紹介動画のコンセプトや構成等を踏まえた上で、重複感がなく、各職種の業務内容や職場の雰囲気を動画により分かりやすく紹介し、PRするための工夫がなされているか。</p>	15点
	<p>(8) 特設サイト及び動画公開後の広報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの閲覧数を実現できる効果的な広報の提案となっているか。(スケジュール感・広報時期、内容等) また、適切な効果検証となっているか。 ・ 更に特設サイトのSEO対策としてアプローチする工夫がなされ、適切な効果検証となっているか。 	20点
	<p>(9) 積算内容の妥当性及び経費の節減</p> <p>見積が業務内容に見合っており適正であり、委託料上限額に対し経費の節減が図られているか。</p>	10点

審査項目	審査内容	配点
	(10) その他独自提案について ・(1)～(9)以外で、本事業を遂行する上で、より本事業の効果を高める工夫や独自提案があり、事業の効果を高めることが期待できるか。 ・また、仕様書に記載のスケジュールとは別で、独自スケジュールを提案している場合は、それが事業効果を高めることがより期待できるものとなっているか。	20点
合計		150点

(2) プレゼンテーション

提案書等の提出書類についてプレゼンテーションを各社20分程度（提案内容の説明10分、質疑応答10分）で行うこととする。プレゼンテーションの実施日は令和8年7月28日（火）を予定。神奈川県庁（横浜市中区日本大通1）で開催するものとし、日時他、詳細については別途通知する。

(3) 説明方法については特に定めはないが、企画提案書の内容に沿って説明していただき、その後、審査委員からの質疑を行う。なお、企画提案書以外の資料を配付することは不可とする。

(4) 説明時、実際に制作する特設サイト及び動画のイメージをモニターに映し出して説明することも可とする。モニターはこちらで用意するので、その他 HDMI ケーブルやPC等説明者側で用意すること。その場合は、事前に下記「11 提出先及び問合せ先」の担当者へ連絡しておくこと。

(5) 原則、発表者は、実際に業務を担当する予定の者とする。

(6) 選考審査会を設置し、提案書等の提出書類の内容について総合的に審査を行い、最も優れた提案書等を選考する。

(7) 参加が無効となる場合 参加意思表明書及び提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 本募集要項記載の要件を1つでも満たしていないとき

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ その他本募集要項に違反すると認められたとき

(8) 審査結果の通知

令和8年8月上旬予定

9 本委託の契約手続き

次のとおり、本委託の契約手続きを行う。

(1) 選定された提案者と、随意契約により本委託の手続きを行う。

(2) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行った上で契約締結となる。

(3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続きを行う。

なお、本委託契約において、本募集要項記載の事項については必ず満たすこととし、提案で県に不利となる内容に変更することはできない。また、本募集要項に記載のない事項で提案があった場合には契約時に当該事項を契約に盛り込むこととする。

(4) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととする。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は、電磁的措置を執ったものの写しを各自保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとする。

電子契約を希望する場合は、落札決定後に、県会計局指導課のホームページ「電子契約の導入について」内の「3 事業者の皆さま向け (3) 電子契約の流れ」から、「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、提出すること。なお、詳細については、契約時に経理担当に確認すること。

会計局指導課 URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

10 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は原則として返却しない。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとする。
- (5) 選定後、参加者名等は公表するが、審査結果については、参加者名、選定された提案者名及び提案見積額を公表する。
- (6) 選定に当たっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとする。
- (7) 県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしている。このため、契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文があるので留意すること。

(業者調査への協力)

第 18 条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から 6 会計年度の間は、同様とする。

(8) 契約する場合には、「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

11 提出先及び問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県総務局組織人材部人事課人事第二グループ

担当者 阿部・楚良

電 話 045-210-2168 (直通)

令和8年度採用困難職種向け特設サイト及び動画制作業務委託に係る 提案書等作成要領

提案に必要な書類は以下の5つになります。要領をよく読んで作成してください。

- 「団体・会社の概要書」(様式2)
- 「実績一覧表」(様式3)
- 「提案書等提出書(表紙)」(様式5)
- 「実施体制表」(様式6)
- 「企画提案書」(様式7～8)
- 「提案見積書(本委託契約額及び内訳)」(任意様式)(※)

- 1 提案は、様式7及び様式8以外は指定の様式を利用して行うこと。規格は、A4サイズ縦型、片とじ(左側2点綴じ)・横書・片面・カラー可とします。(一部の資料についてはA3サイズも折り込みにて可とします。ただし、A3サイズの場合はA4サイズ2枚分として数えます。)
- 2 文字の標準サイズは12ポイントとします。最高サイズは特に指定しませんが最低サイズは9ポイントまでとします。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではありません。
- 3 提出書類の枚数制限は、以下のとおりとします。ただし、提出が求められていない資料は極力添付しないなど過大なものとならないよう留意してください。

書 類 名	様 式	枚数制限(上限) (片面換算)
団体・会社の概要書	様式2	2枚
実績一覧表	様式3	1枚
実施体制表	様式6	9枚
企画提案書(特設サイト)	様式7	10枚
企画提案書(動画)	様式8	10枚

- 4 「企画提案書」(様式7～8)
 - (1) 記載項目ごとに示したポイントに必ず言及し、提案内容を記入してください。
 - (2) 事業者名及び事業者名を容易に推察できる記載をしないでください。
 - (3) 指定の様式で企画提案を記載するのではなく、別紙として添付し、独自様式を使用して企画提案することも可とします。
 - (4) 提案内容の説明の時間で説明を完了できる枚数にすること。

5 「提案見積書（本委託契約額及び内訳）」（任意様式）

- (1) 任意の様式を利用して作成してください。
- (2) 本委託内容を実施するために必要な見積額とその内訳を記入してください。

※ 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

6 本委託契約において、仕様書記載の事項については必ず満たすこととし、提案で県に不利となる内容に変更することはできません。また、仕様書に記載のない事項で提案があった場合には契約時に当該事項を契約に盛り込むこととします。

7 提出された提案書等の取扱い

提案の採否にかかわらず、提案書等は返却しません。また、原則、提案書等は非公開とします。

8 提案書等の著作権

評価の結果にかかわらず、原則として提出された提案書等の著作権は作成した提案書等提出者に帰属し、県は無断で使用しないものとします。ただし、書面による評価等において県が必要と認める場合は、その範囲内において提案書等提出者の許可なく複製し、また無償で使用できるものとします。

令和8年度採用困難職種向け特設サイト及び動画制作業務委託提案書等評価基準

審査基準	審査項目	評価のポイント	確認する書類	配点	
1 業務遂行能力	(1) 業務遂行能力	業務を効率的、効果的に遂行するための人員配置等がなされているか。	様式6	10	
	(2) 関連業務の受注実績	過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）における求職者に向けた職業紹介や採用案内に関するウェブサイト制作及び動画制作業務の受注実績があり、十分なノウハウを有しているか。 （同様のウェブサイト制作及び動画制作業務の成果物等により判断。）	様式3	20	
2 業務企画力	(3) 特設サイトの企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者等が本県を就職先として選択するきっかけとなるような、視覚的・直感的に本県職員として働く魅力が伝わる優れた内容であるか。 ・採用広報について、適切な理解に基づき企画提案されており、魅力ある情報発信を行うための工夫がなされているか。 ・「神奈川県職員採用案内」HPに掲載している既存の情報を踏まえた上で、重複感の無い内容となっているか。 ・仕様書で定める要件を充足するとともに、確実な作業実施が見込まれるか。 	様式7	15	
	(4) 特設サイトの見やすさ・分かりやすさ	視覚的、直感的に分かりやすいデザイン・構成か。	様式7	15	
	(5) 特設サイトの管理のしやすさ	最終納品後、ページの更新や修正を行うため、発注者が別途委託を行う際、他の事業者が受注した場合もデータの修正や更新等が容易となるように工夫がなされているか。	様式7	10	
	(6) 動画の企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者等が本県を就職先として選択するきっかけとなるよう、視覚的・直感的に本県職員として働く魅力が伝わる優れた内容であるか。 ・各職種の業務内容や職場の雰囲気を動画により分かりやすく紹介しているか。 ・仕様書で定める要件を充足するとともに、確実な作業実施が見込まれるか。 	様式8	15	
	(7) 動画制作にあたっての工夫等	既存の職種紹介動画のコンセプトや構成等を踏まえた上で、重複感がなく、各職種の業務内容や職場の雰囲気を動画により分かりやすく紹介し、PRするための工夫がなされているか。	様式8	15	
	(8) 特設サイト及び動画公開後の広報について	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの閲覧数を実現できる効果的な広報の提案となっているか。（スケジュール感・広報時期、内容等）また、適切な効果検証となっているか。 ・更に特設サイトのSEO対策としてアプローチする工夫がなされ、適切な効果検証となっているか。 	様式7及び様式8	20	
	(9) 積算内容の妥当性及び経費の節減	見積が業務内容に見合っており適正であり、委託料上限額に対し経費の節減が図られているか。	見積書	10	
	(10) その他独自提案について	(1)～(9)以外で、本事業を遂行する上で、より本事業の効果を高める工夫や独自提案があり、事業の効果を高めることが期待できるか。 また、仕様書に記載のスケジュールとは別で、独自スケジュールを提案している場合は、それが事業効果を高めることがより期待できるものとなっているか。	様式7及び様式8	20	
	得点				150

※各審査員の合計得点が最も高い提案を採択します。

※同点の場合は、審査委員の投票により決定することとし、投票が同数の場合は、委員の意見を踏まえ会長が決定します。

※いずれかの評価項目で適当でない（0点）と判断された提案は、順位に関わらず、不採択となる場合があります